

農民革命への胎動 — 1902年春～1904年 — (II)

西 山 克 典

『国際関係・比較文化研究』（静岡県立大学国際関係学部）
第14巻第2号（2016年3月）抜刷

【論文】

農民革命への胎動 — 1902年春～1904年 — (II)

西山克典

目次

はじめに

- I. 農民騒擾の始まりと展開 —背景と規模—
 - II. 苛酷な鎮圧 —体刑と悔悛—
 - III. 政府の対応 —内相プレーヴェと県知事— (以上 前号)
 - IV. 農民への裁判 —懲罰と慈悲の体系— (以下 本号)
 - V. 共同体と農民 —革命の胚胎—
 - VI. 他の地域での農民騒擾の展開
 - VII. 体制と革命党
- 結びにかえて

IV. 農民への裁判 —懲罰と慈悲の体系—

1902年早春のポルタワ、ハリコフ両県の農民騒擾とその衝撃をうけて、政府内でのこのような新たな農村＝農民政策への志向が、プレーヴェとヴィッテ、そしてゼムストヴォ自由主義派の対抗するなかに窺われたが、この年の秋にはいよいよ農民騒擾に対する裁判がはじまった。すでに、4月15日に内相プレーヴェは直にハリコフに赴き、18日まで農民騒擾にとらえられた二県を巡察した。ニコライ二世は、騒擾に関する裁判を非公開とする勅令をだし、裁判はハリコフとキエフの控訴院の管轄下で行い、法廷は管区裁判所のあるヴァルキ、ポルタワ、コンスタンチノグラードで、同年の秋9月から開廷されることになった。¹ 裁判は、9月17日にヴァルキ市で、10月2日からはコンスタンチノグラード市で開廷となった。騒擾の鎮圧過程で、すでに鞭打ちによる体刑が執行され、駐留軍隊の宿営には農民の負担が求められ、さらに予審から続く

¹ Крестьянское движение в Полтавской и Харьковской губерниях, С. XX.

農民の拘留があり、5月には80万ルーブリの損害補償を求める特別税の賦課が布告されていたが、秋に漸く農民への裁判が始まったのである。²

8月22日に、元老院は、1902年3月末～4月に両県において「大いなる衆合を以て行動し、穀物予備や家畜飼料、農具の窃取、ある場合には当地の地主や借地人の農場での建造物の打ち壊しにみられた農民の騒擾」に関して、72件の提訴を公布した。刑法269条第1項により、1,092人が告発され予審に付され、この内、26件493人の被告はハリコフ県のヴァルキとボゴドゥホフ郡に關係する提訴であり、残り46件599人の被告は、ポルタワ県に關係していた。これらの提訴全ての予審を経て、8月初めには、71件がハリコフ控訴院に付されることになった。そして、この71件の内、ポルタワ郡に關係する30件345被告に關する事案をキエフ控訴院に移し審理すると伝えた。これは、両県における「農民騒擾事案がもつ性質と特別な意味の故に、また同様に著しい数の被告が逮捕拘禁されているが故に、上記事案が可能な限り迅速に司法の裁きを受くるは必須」とされ、騒擾の重大性の故に分割し迅速な司法処理を進めるためであった。³

結局、両県で予審はこの年の夏8月に終わり、全体で960人が被告として告訴され裁判に付された。両県の農民騒擾に關する法務省の「参照資料 справка」から、両控訴院で下された判決の内容がわかる。被告960人の内、1人は裁判に至る途中で死亡し提訴が取り下げられ、残りの959人に対し123人は無罪とされ、刑法269条1項により有罪の宣告をうけたのは、836人の被告である。この有罪を宣告されたもののうち、ハリコフとキエフの両控訴院より「君主の慈悲」にもとづき761人に減刑がなされるようにとの請願がなされた。有罪判決を下された836人の農民の判決内容と人数は、下の表のようになる。

表 1902年 ハリコフ・ポルタワ両県における農民反乱の被告と罪刑

I 全ての特権を失い矯正懲治所に収容される		内、減刑請願されるもの	
1	4年半	1人	0人
2	4年	4人	0人
3	2年半	7人	7人
4	2年	5人	3人
5	1年半	17人	17人
6	1年4ヶ月	22人	22人
7	1年3ヶ月	4人	4人
8	1年2ヶ月	1人	0人
9	1年間	66人	39人
	小計	127人	92人

2 Революция 1905-1907 гг. на Украине, №135, С.194: Крестьянское движение 1902 г., С.114.

3 Крестьянское движение в Полтавской и Харьковской губерниях, док. №113, С.187-188.

農民革命への胎動 - 1902年春～1904年 -

Ⅱ 全ての特権を失い監獄に収容される		内、減刑請願されるもの	
1	1年半	1人	0人
2	1年と4ヶ月	67人	67人
3	1年	22人	17人
4	10ヶ月	20人	20人
5	8ヶ月	503人	498人
6	4ヶ月	5人	5人
小計		618人	607人

Ⅲ 権利の剥奪なしで監獄に収容される		内、減刑請願されるもの	
1	1年	1人	0人
2	10ヶ月	1人	0人
3	8ヶ月	1人	0人
4	7ヶ月	2人	0人
5	4ヶ月	11人	10人
6	3ヶ月	4人	1人
7	2ヶ月	71人	51人
小計		91人	62人
Ⅰ,Ⅱ,Ⅲの総計		836人	761人

この「参照資料」には、法相ムラヴィヨフ H.B.が「1902年12月18日、ツァールスコエ・セローにおいて陛下に報告される」との注記を残しており⁴、この判決はこの日にツァーリに報告され、その裁可を得て翌年3月に最終的に刑が確定することになる。

ここで表にみられる被告のⅠ類とⅡ類の「剥奪され」とある「全ての特権 все особенные права и преимущества」とは農民の身分権とそれに付随する様々な権限の全てであり、Ⅲ類の「権利の剥奪 лишение прав なしで」監獄に収監される91人を除いて、被告＝農民は帝国身分秩序から排除され、帝国「臣民」としての庇護を失った。彼らは、重罪人の矯正をはかる矯正懲治所 исправительное арестанское отделениеと一般監獄 тюрьма に収容された。減刑への請願は、Ⅰ類では有罪判決を受けた127被告に対し92人で72.4%、Ⅱ類では618被告に対し607人で98.2%、Ⅲ類で91被告に対し62人で、68.1%となり、全体では有罪判決を受けた836被告に対し761人で91.0%に相当する。第Ⅱ類の身分権を失い入獄8ヶ月の被告503名を中心に、ツァーリ司法の懲罰と慈悲の体系が集約されている。

農民騒擾での受刑者836人の内、「君主の慈悲」は広く及ぼされ、減刑措置がとられ、ツァーリの「慈悲」は実に全被告の91%に及んだ。とりわけ首謀者を除く、被告農民

4 Крестьянское движение 1902 года, С.116-118; Крестьянское движение в Полтавской и Харьковской, №131, С.230-231; Крестьянское движение в России в 1901-1904 гг., №46, С.107-108.

の主要部分をなす第Ⅱ類の入獄8ヶ月の被告を中心に刑期4ヶ月から1年4ヶ月の入獄者には、98.4%と殆ど全員に及ぶ減刑である。ここに、ツァーリズムの農民に対する司法=懲罰に示された家父長的な「慈悲」と後見、それを通じての帝国への農民の統合の志向が窺い知れる。1902年末に、9月から非公開で進められた裁判=司法過程は一応完了し、12月には終了した。

この年の12月に作成された別の「参考資料」によると、その後、有罪判決を受けた被告と減刑を認められた人数に法務省によって調整がなされた。この資料によると、72件の事案のうち、71件が立件起訴され、937名が被告として告発された。この被告937人の内、1人は行方をくらまし、1人は死亡し、結局、裁判では935人に判決下った。820人の被告が(84人の未成年と3人の婦人を含めて)有罪となり、115人は無罪となった。有罪判決を受けた被告の内、750人には減刑の嘆願がなされるとしたが、減刑請願を含む控訴院のこの判決に対し、法相は699人に減刑を認めたが、51人には法定の刑に服するとした。これはツァーリへ報告され、翌3年の3月12日にツァーリにより、この報告は裁可された。⁵ こうして判決は法相による調整とツァーリの裁可を経て、翌年3月に確定したのである。

この「参照資料」によると、控訴院は750人の被告に減刑を嘆願した。これを受け法務省は「君主の慈悲 монаршное милосердие」により、750人の内699人を減刑とし、51人は法に従い処罰するとしたのである。減刑された699人の内訳をさらに詳しく見てみると、27人には大幅な減刑、236人には刑罰に換え罰金徴収とし、436人には控訴院の提起する減刑とした。⁶ 控訴院は、未成年や婦人、老人を含めて減刑を求め、裁判までの拘留期間を刑期に含めること、刑期の禁錮期間に権利の制限なく服役させること、罰金徴収を地方拘置所での2週から4か月の拘留に代えるなどの減刑を提案し農民への配慮を示した。法務省はこの減刑方針に対し、婦人3名と70歳を超える老人2名の計5名に対し、刑を2週から1か月未満の警察署での拘留に換え、有罪判決を受けた699人に対し、436人に控訴院の減刑措置を認め、27人にはさらなる減刑措置をとった。しかし、他方で、農民のなかでの「反政府宣伝」で告発された被告7人には厳しい対応を示し、法務省は減刑を棄却し「法に従った懲罰」に処した。この7人は、騒擾の「主要な指導者」として、また地方農民への「教唆」の故に、2年から4年半までの矯正懲治所への拘禁という判決は、法に則り執行されるとし、被告7人からの皇帝への減刑嘆願書も棄却されるとした。⁷

秋の裁判では、937名の被告の内、1人は逃亡、もう一人は死亡のため、結局935人

5 Революция 1905-1907 гг. на Украине, №138, С.202.; Крестьянское движение 1902 г., С.118-120; Крестьянское движение в Полтавской и Харьковской, С.ХХІ; Ив. Цызрев, Преддверье, С.119.

6 Революция 1905-1907 гг. на Украине, №138, С.202; Ив. Цызрев, Преддверье, С.119.

7 Там же, №138, С.204

が告発され、ポルタワ・ハリコフの両控訴院は、その内820人に有罪判決が下したが、同時に750人に減刑を嘆願したのである。法務省は、これを受けてツァーリの「慈悲」のもとに、699人に減刑措置を取り、女性や未成年、老人への刑の執行に配慮し、一般の被告には服役の期間と内容において「慈悲」を示した。しかし、51人には法に従って処罰するとし、内7人の被告には、減刑を認めず法に定める厳格な処罰を求めたように、騒擾を主導したとみなされる被告への厳しい懲罰の姿勢を示すものであった。

有罪判決を受けた農民の数は、依拠する二つの史料により、12月に控訴院で終了した裁判での836人の有罪と761人への減刑請願に対し、その後の法務省の調整を経た820人の有罪判決と750人への減刑のあいだで数に相違があるが、後者の数が、1903年3月12日にツァーリの裁可を経て最終確定したものと見えるであろう。この農民への裁判＝司法過程から、次の点を確認できる。この非公開で進められた裁判では、まず、被告への告発において、彼らのおかれた困難な経済状況が帝政ロシアの農業構造のなかで確認されており、第二に、帝国秩序の保持の中核をなしていた刑法第269条第1項で裁かれ処罰されていること、そして、第三に、ツァーリの臣民に向けた「慈悲」の体系が厳しい鎮圧と首謀者への厳格な法の適用と処罰に相補的に組み込まれ、帝国への「臣民」たる農民の統合が目指されていることである。

まず、第一の点に関しては、裁判での「尋問調書」や「告訴状」、「判決」のなかで、帝政ロシアの農業構造上の問題と農民の窮状がそれぞれ具体的に、地主＝農民の経済関係として述べられていた。⁸ これらの裁判文書では、一定の論理のなかで一様に告発と判決がなされている。ハリコフ版（1961年）の史料集序文では、この点に関して「判決をもたらす基本資料となった告発状の全てにおいて、例外なく独特の定式で同一の文言が繰り返されていた」と指摘されている。つまり、「予審で明らかにされたごとく、上記の騒擾は、農民の地主に対する経済関係を土壌にして発生した。当地の地主たちのもとで農民は自らの分与地がごく限られていたため、専ら労働払い отработка で播種や家畜放牧、草の刈り取りのために土地を借りていた」と確認し、被告たちが集合し合力を以て上記の経済関係から「公然たる略奪」に至ったと告発し、最後に、参加した農民の多くに刑の軽減を嘆願するものであった。⁹

8月22日付けの元老院布告は、事件の重要性と迅速な司法処理の必要性を求めているが、ここでも両県の農民騒擾を「農民の地主に対する経済関係、主に、農民の用益に渡される土地の地主による削減から起きた」と捉えている。¹⁰ ここには、両県の農民騒擾の背景として、19世紀後半から20世紀初めにかけての世界的な経済システムの

8 Крестьянское движение в Полтавской и Харьковской, 例えば、次を参照 док. №73 (フョドロフカ村の経済状態)、№79 (リシチャ村、フョドロフカ村、チュトヴォ村の経済状態)、№82, 86, 87はフョドロフカ村農民の尋問調書、№88 (リシチャ村の経済状態)、№91(クリュコヴォ村の経済状態)。これらは、騒擾の経済的背景を伝える貴重な史料である。

9 Там же, С. XX.

10 Там же, №113, С.187.

下に編成を迫られるロシアの農業、そこでの貴族＝地主の圧倒的な土地所有と従属を強いられる農民との経済的関係、つまり、債務弁済労働 *отработка* を基軸とする雇役制的な構造が確認されているのである。

第二に、農民は、基本的には刑法269条の第1項で、その罪科を告発されていた。この269条第1項の規定は、19世紀80年代初めにロシアを席捲した反ユダヤのポグロムに際して、帝国の刑事立法に「群徒 *толпа (скопище)*」の犯罪に適用すべき条項がなく、新刑法典の作成にあたり「犯罪的な群衆」を対象とする条項として取り入れられ、帝政ロシアの刑法典において「群徒」の犯罪を規定する唯一の特別条項となった。¹¹ このような歴史的背景のもとに「犯罪的な衆徒」を対象として、この条項は「身分的敵愾心あるいは経済関係から、公然たる衆徒 *публичное скопище* に加わり、人身への暴行や他人の財産の窃盗もしくは毀損」を為したるもの、あるいは「これら犯罪を企てたるもの」は、身分権 *особенные права* と財産を剥奪され、シベリアへの流刑か3年半未満の矯正懲治所への送致に処される。もし「衆徒 *скопище* として」「秩序の確立を目指す軍事力に力をもって抵抗したときは」、身分権 *права состояния* が剥奪され、8年未満の徒刑労役に処せられると、規定していた。¹² 刑法269条第1項は、身分制と私有制を基礎とし編成された帝国秩序の保持に向けた法体系の核心をなしており、1902年以降、帝政ロシアの農民騒擾を鎮圧し、「群徒」として処罰する基本条項となった。1877年のチギリン事件とも¹³、1881年のユダヤ人ポグロムへの対応とも異なる法体系で処罰されたのである。

第三の「慈悲」の体系は、帝国の司法体系に深く浸透し、それを相補する不可欠な要素であった。¹⁴ この体系は農民への「説諭」と組み合わせられ、帝国への「臣民」た

11 Из истории борьбы с аграрным движением 1905-1906 гг. «Красный архив», 3(40), 1930, С.41.

12 Крестьянское движение в Полтавской и Харьковской, С.284.刑法269条第一項は、内容からして三部から構成されている。第一部は、「公然たる衆徒 *публичное скопище*」をなしての1) 個人への暴行、2) 窃盗、他人の財産の殲滅あるいは破損、3) 他人の財産の不法な占拠、4) 住居、囲い地、あるいは家屋菜園地への侵入と、罪状が区分されている。1)と2)に関しては、全ての特権と資産を剥奪され、矯正懲治所 *исправительное арестанское отделение* へ1年から3年の送致とされる。3)と4)に関する場合は、一年から一年4ヶ月の禁錮 *заключение в тюрьме* とされる。第二部では、指導・教唆などの組織者に対し、「衆徒」の指導者は全ての特権と財産を剥奪され、3年から4年未満の矯正懲治所に送られるとした。第三部では、騒擾の鎮圧に際し、「衆合し *скопищем* 衆徒 *людей* 軍事力に力づくで敵対」した場合、敵対に加勢したものの全ての身分権を剥奪し、4年から8年未満の流刑とし徒刑労働を科す、と規定していた。とくに、第一部では、「公然たる衆徒」が「合力を以て *соединенными силами*」、個人及び資産に危害を加えることが問われ、これらの犯罪は「身分的敵愾心 *сословная вражда* あるいは経済的関係」から為されるものとされ、帝政ロシアの身分秩序および経済関係での秩序紊乱に対して広く適用できるものであった。第二部では、「衆徒 *скопище*」を教唆し、組織し、それに加わったものにはシベリアへの追放と矯正懲治所への送付と規定している。第三部では、「衆徒 *скопище людей*」が鎮圧に対し「力づくで抵抗すること」が処罰の対象となり、その指導者は参加したものより重い処罰が科せられ、帝国秩序へ衆合し力を以て抵抗することへの厳しい処罰が述べられていた。Свод законов. Т. XV, Ч. II, продолжение. СПб., 1906 (СПб., 1912).

13 ハリコフ控訴院検事ロプーヒンは、1877年のチギリン事件が「国家反逆罪」で裁かれ複雑化したのとは異なり、刑法269条1項で起訴する方針を内相ブレーヴェに進言していた。Крестьянское движение 1902 г., С.34.

る農民の統合を目指すものであった。ポルタワ県の南に接するエカチェリノスラヴ県の知事は、5月3日に県下のゼムスキー・ナチャリニクに宛て、両県の農民騒擾への対策を指示している。県知事は、この「通達」で、農民騒擾の噂の広がりを警戒し、正しい情報を伝えるとともに、先帝が戴冠式で郷長たちに賜った「忘れ難き、安寧のツァーリ царь-миротворец」の次の言葉が伝えられるように求めた。

「土地の割り替え、ただでの土地切り足し、及びそれに類する出鱈目で馬鹿げた噂や語り信じてはならぬ。これらの噂は、我らの敵によって広められている。所有するものは全て、汝らのものと同じく不可侵であらねばならぬ。」¹⁵

同じくヘルソン県知事も、5月22日付けでゼムスキー・ナチャリニクに宛てた「通達」で、ポルタワ・ハリコフ両県の農民騒擾に関連して「何か新しい土地分与に関したわけの噂」が広がっていると伝え、あらゆる所有が法と権力により厳守されていると農民に教示することを求め、県知事は、先帝アレクサンドル三世がモスクワでの戴冠式で郷長らに賜った言葉を、ゼムスキー・ナチャリニクに伝え想起させている。彼は、5月3日付けのエカチェリノスラヴ県知事の「通達」と同じく、「貴族諸氏の先導者 предводители としての助言と指導に服せよ」と、先帝の言葉を引用し、さらに、現皇帝ニコライ二世の戴冠に際し農民に賜った言葉を提示している。「汝らの幸福 благо への配慮は、同じように私の心に愛おしい。その配慮は、私の祖父にも愛おしく、忘れがたき父にとってもそうであった。ここで、父がツァーリへの戴冠に際し郷長に賜った言葉を思い起こさせよ。汝らのなかには、それを自ら耳にしたものも多々いる。私は、これらの言葉が常に汝らにとり堅い導きとなるよう望んでいる。神よ、汝らに、将来の健康と、労働と善き行いによる成果を与えたまえ。」¹⁶ 県知事は、先帝と現ニコライの二代にわたるツァーリ戴冠式での農民への説諭を以て、臣民たる農民を帝国に統合しようとしている。

さらに、この年の9月1日にクルスクで行われた軍事演習では、ニコライ二世はハリコフ、ポルタワ、チェルニゴフ、オリョール、ボロネジ県の村長と郷長を招集し、「父なる国主 государь-батюшка」として、次のような「慈悲深い言葉」を彼らに賜った。「春に、農民は近隣の農場を打ち壊した。罪ある者には然るべき懲罰がもたらされた。お上は、私の確信するところ、将来もそのような騒擾を許さないであろう。汝らに、亡くなった私の父 батюшка の言葉を思い起こさせよう。先導者たる貴族諸氏に聴従しなさい。富裕となるには、他人の財物の強奪によってではなく、誠実な労働、儉約と神の戒めに従った生活によってである。朕が汝らに語ったことの全てを村人に

14 例えば、1902年の帝国の大学都市で展開した学生騒擾に対して、両首都からアジア部に追放された122人の学生への調査と「情状酌量」、減刑措置に関しては、次を参照。Студенческие волнения в 1901-1902 гг. «Красный архив», 1938, Т.4-5(89-90), С.305-306.

15 Крестьянское движение в Полтавской и Харьковской, №135, С.237.

16 Там же, №.141, С.246.

伝えよ、現実の窮乏を、朕が、己が庇護 попечение をもって放置することはないことも、また、伝えよ。』¹⁷

チェルニゴフ県知事は、9月1日のクルスクでの郷村の農民代表へのツァーリの「諭旨 обращение」が住民に深い印象を与えたとし、住民に近しく接するゼムスキー・ナチャリニクに「後見者 опекун」としての機能を強め、住民の強い支持と安堵を得ることで地方統治に臨もうとしていた。¹⁸ このような状況のなかで、1902年にクルスク県に対して、画家レーピンの皇帝肖像画を普及させるようにとの指示も出されている。レーピンの作品「皇帝アレクサンドル三世の郷長たちへの諭旨、1883年のモスクワでの戴冠式」を、県知事は郡に対して、郷村の役所やその他施設でこの作品＝肖像画を掲示することを推奨している。これは、識字率の低い農村に普及し、人気のある視覚的な図像を通じて皇帝と皇室への敬愛を醸成するためであった。¹⁹ ヘルソン県知事も先の5月22日付の通達で、ゼムスキー・ナチャリニクが、各村の役所の「目のつく所に」、この郷農民代表のツァーリ謁見の民衆版絵画がツァーリの言葉を付して掲げられ、「人民への訓戒」とすることを求めている。²⁰

ポルタワ、ハリコフ両県を取り囲むこれらの県知事が、二代にわたるツァーリの諭旨に「父なるツァーリ」にして平静をもたらす「安寧のツァーリ」の「慈愛」と「後見」の下で、貴族の「先導者」たるゼムスキー・ナチャリニクのもとで農民を帝国へ統合しようとしていたのである。このように、ポルタワ、ハリコフ両県の農民騒擾に対し、裁判を進めつつ懲罰と慈悲の体系のもとで、農民騒擾のなかで機能麻痺を露呈したゼムスキー・ナチャリニク制を、再び帝国の身分制と私有権の擁護を中核に、農民の「後見者」にして「先導者」として地方統治と秩序の維持のなかに位置づけることを目指したのである。

V. 郷村共同体と農民 — 革命の胚胎 —

3月から4月初めにポルタワ、ハリコフ両県を襲った騒擾の激発のなかで、郷村の共同体レベルでの農民と県・郡の地方権力との対抗状況も個々の史料から明らかに

17 Там же, №149, С.263.

18 Там же, №157, С.276.

19 Белобородова А.А., Крестьянство и цензурная политика правительства в конце XIX - начале XX в. (по материалам Курской губернии). «Государственная власть и крестьянство в конце XIX - начале XX века», сборник научных статей. Коломна, 2009, С.24-29. 当時のロシア帝国の識字率は、1897年帝国人口調査によると帝国全体で21%（男性29.3%、女性13.1%）であり、クルスク県でみると県人口237万1,012人の内、識字者は38万7,401人、つまり16.3%であった。識字者の8割は男性で、しかも都市に集中していた。Там же, С.22. 移動展派の指導者И.Е.レーピンの皇帝およびツァーリ高官の肖像画の創作への転向は、別に論じなければならない。

20 Крестьянское движение в Полтавской и Харьковской, №141, С.246.

なってくる。当局は、郷長や村長をはじめとする村役人をまず動員し、騒擾の防遏に努めている。4月初めにハリコフ県ヴァルキ郡では、騒擾が波及し近隣から荷馬車や袋をもって農民が群集する状況で、郡第二地区の警察署長は、官営酒舗の閉鎖を命じるとともに、郷長、村長、村巡査に招集をかけ、彼らに「農民の衆合 скопление」にはあらゆる措置をとり、略奪に対し罪を訊うよう説諭することを命じている。²¹

この措置が効を奏したと、地区警察署長は4月3日付けのハリコフ県知事への報告で確認している。²² 彼のところには、郷長からは製糖工場主モルダフスキーの農場が打ち壊されたこと、さらに、電信局や郵便局、火酒専売店と商店、教会などの打ち壊しが予測されると情報が伝えられていた。²³ 同じ第二地区の村長からも、村民により商人ヴォーリクの農場が略奪されていると、郷長へ、そして郷長から彼へと伝えられている。²⁴ 別の郷長は、この署長に農場の破壊を伝え、同時に郡の警察署と署長にも報告している。²⁵ このヴァルキ郡の第二地区に見られるように、郷長、村長、村巡査を動員しての農民騒擾に関する情報収集と対策がとられている。これは、騒擾が鎮圧され終息に向かう局面での状況であるが、騒擾の波及と展開のなかで郷村の機構は大きく揺り動かされ、その抑え難い「自然力 стихия」にもなぞらえる荒々しい力が農民の世界では渦巻いていた。

騒擾が初発の増勢に向かう段階では、村長らが巻き込まれ、村全体が動いていく状況が生まれていた。ポルタワ郡ガルネシチーナ部落では、村団全体で村長シトーフリのもとで村の取り決めであるプリガヴォールが作成されている。このプリガヴォールは、富裕コサックのヴァシーレツの農場を略奪した日に、略奪を終えて村長の家で夕方4-5時頃に作成されている。店舗の傍らの通りで「マクシモフカの農民もリシチャの農民も、もうプリガヴォールを書き上げた。彼らに倣って我らも作成し書き上げる必要がある。そうすれば、略奪の責任は問われないであろう」と話され、村長は「抗うことなく」、プリガヴォールを書きあげるため紙の購入を命じた。プリガヴォールには「略奪する必要がある、責任を問われても略奪へ加わるのを誰も拒まないように」と書かれたとされる。文書は、村長の家で書きあげられ、彼の息子に署名を集め回ることが任された。村長をはじめ、農民は、この取り決めを県知事へ提出することさえ考えていた。農民は、略奪穀物の返還を全く考えておらず、農場で奪った資産は全て自分たちのものとなるはずだと予想していた。村長シトーフリは、県知事の命令で体刑に処される以外「裁き」はないだろうと農民を説得していた。さらに、部落からは、まもなく「パン [地主の旦那-引用者] の穀物」が奪われ、その土地に自分

21 Крестьянское движение в Полтавской и Харьковской, №.36, С.31.

22 Там же, №.44, С.36.

23 Там же, №.19, С.22.

24 Там же, №.20, С.22.

25 Там же, №.21, С.22.

らの穀物を播くとの噂が伝わってきたのである。²⁶

ガルネシチーナ村はポルタワ郡のヴァシリエフカ郷にあり、ここのコサックで農場主ヴァシーレツの小麦が3月29日に略奪されている。²⁷ したがって、プリガヴォールの作成をめぐる状況は3月29日のことであり、この村では、県知事が略奪に加わったものを処罰し、4月1日にこの村を退去している。²⁸ 騒擾の中心をなしたマクシモフカ村（コンスタンチノグラード郡）やリシチャ村（ポルタワ郡）の農民がプリガヴォールを書きあげたかどうかは史料では確定できないが、ガルネシチーナ村農民は、処罰として体刑を覚悟のうえで彼らの行動の一体性を確保するためにプリガヴォールを作成したと考えられる。

3月28日に騒擾はカルロフカ農場を越え、急速に同じコンスタンチノグラード郡、さらに西にポルタワ郡へと波及した。30日から4月2日までの4日間に、コンスタンチノグラード郡では少なくとも農民が大挙して行動した22件が記録され、ポルタワ郡では、この4日間に30の農場が打ち壊わされている。30日にカルロフカにオリョール歩兵連隊が到着し、武力による鎮圧が始まるが、騒擾は大きく拡大波及していったのである。ポルタワ郡の商人アスマコフの大農場もこの打ち壊しの難を免れなかったが、この打ち壊しに際しては、一連の村落で打ち壊しに関するプリガヴォールが採択されていた。²⁹

大商人アスマコフは、ポルタワ県知事が警保局に提出した、被害者の届出にもとづく名簿では、ポルタワ郡の被災者39人のうち33番目に記載され、住所はヴォジャナヤ部落となっている。³⁰ この部落の農民がどのような経済状態にあったかは、同村の農民カタイ某の尋問調書（1902年5月12日付け）で、地主トゥカーリのもとで雇役制の苦境にあったことが具体的かつ詳細に述べられている。この調書では、農民は「穀物を播く土地も家畜の放牧地も自らの土地を持たず」、「穀作以外なら生業もなく、土地に窮すること甚だしく、したがって地主たちのもとに完全に従属している」と具体的に確認しながら、地主に「とりたてて敬愛の念 *особенная любовь* を懐くことはできない」と述べ、「トゥカーリとその近隣地主から穀物を略奪することを、ヴォジャナヤ村、カンテミロフカ村の農民はヴォイノフカ村の農民に倣って始めた。ヴォイノフカ村農民は3月30日にアスマコフ、キヴァのところにも現れ、上記村落の農民に穀物を略奪するように仕向けた」と、騒擾にいたる状況が供述されていた。³¹

この調書から、3月30日に商人アスマコフのところにもヴォイノフカ村農民が現れた

26 Там же, №96, С.148-9.

27 Там же, №71, С.85; №81, С.127.

28 Там же, №96, С.149.

29 Там же, С. XVII.

30 Там же, №81, С.129.

31 Там же, №85, С.132. アスマコフと共に名の挙がっているキヴァ Кивва Я.П.はヴォジャナヤ村に所領を所有するコサックである。См., С.129.

のを契機に、ヴォジャナヤ村の住民はアスマコフを含め近隣地主の穀物の略奪に向ったのである。そして、アスマコフの農場の破壊には、一連の村落がプリゴヴォールを作成しており、その打ち壊しには千人を越す農民が加わっていた。³²

このように、騒擾のなかで郷村の共同体機構も揺り動かされ、下からのプリガヴォール作成にみられるように騒擾への農民の結束にむけて機能した。また、逆に上からの鎮圧と秩序の回復のために機能し、時には制圧にあたり悔悛プリガヴォールが作成されもした。だが、多くの場合は、郷村の共同体機構は機能せず、農民は荒々しい群衆となって現れたのである。

ハリコフ県憲兵部長補佐のゲラーシモフ A.B.は、憲兵大尉に宛てた9月20日付け「通報」のなかで、反乱に捉えられた地域では、村の司祭も、ゼムスキー・ナチャリニク、そして郡も村の警察も自らの機能を果たさなかったと指摘し、農民が昼日中に処罰されることもなく広場に「群衆 толпа」となり集まる状況を、次のように伝えている。「これらのスホードは、郷のそれでも、村のそれでもない。許されない不法なものであり、勿論、そこで審議されたのはミールの村の問題ではない、地主農場のこれからの襲撃計画がつくりあげられたのである。」³³ 通常の社会秩序を形成する村・郷のスホードが崩れ、そこから「群衆」の「許されない不法な」スホードが姿を現したのである。

このようなスホードの発現と、そこで、農民が地方権力と対峙する緊迫した様相は、スモロドシチナ村（ポルトワ郡 ヴァシリエフ郷）の状況から具体的に窺い知れる。この村の農民は3月27-28日にロゴフスキーをはじめ近隣の地主を襲い略奪していた。³⁴ ロゴフスキーの農場を襲った際には、41歳の村長グラートキーの制止を聞こうとせず、農民は彼に向かって「立ち去れ、お前の仕事じゃない」と叫んでいた。³⁵ 3月29日には、郡警察署長が到着し、この村の全住民を集め近隣での略奪の犯罪性を説き、彼はその抑止に動いた。この場で、23歳の農民アンドレイ・トカチェンコと警察署長の緊迫したやり取りがなされていた。現場にいた巡査の尋問調書から、この状況は以下のように再現される。

*

*

*

アンドレイ・トカチェンコ（警察署長を前に、群衆に向かって）：「農民のみんな、きみ等は何を聞いた。我々が耕し働いて、旦那（パン）らに運んで納めたときがあった。ところが、今は、お蔭さまで、我々が、旦那のところから奪い、自分のもとに運ぶ、そんな時が来たんだ」

警察署長（止めようとする、トカチェンコは躍起になって抗う）

32 Там же, С. XVII, док. №85, С. 132.

33 Там же, №99, С. 155-157.

34 Там же, №4, С. 11; №5, С. 12; №25, С. 25; №61, С. 49, 51.

35 Там же, №68, С. 66.

トカチェンコ：「あんたが話していたときは、我らは黙っていた。ところが今は、あんたが黙れ、我々が話そう」

警察署長：「お前は誰だ」

トカチェンコ（大胆不敵に、今度は警察署長に訊ねる）：「お前は誰だ」

警察署長：群衆のなかの長老たちに向かい、若者の「厚かましい不遜さ дерзость」に耳を傾けねばならないのか、と叱責した。

群衆のなかから何人かが応答した：「彼を許してやれ、病人だ」

群衆の大部分（叫び始めた）：「違う、彼は病気ではない、真理 правда を語っているんだ」

巡查：署長の命令により、村長と十人長、そしてトカチェンコが農場に来るように求めた。

群衆：（トカチェンコの後ろで叫び始めた）「我々のところには、今は、村長も十人長もいない。我々は、自分たちのなかから誰も引き渡しはしない」

青年アンドレイ・トカチェンコは、農民にやや気取り丁寧に「農民のみんな госпада крестьяне」と呼びかけ、「時が来たんだ」と、望む時の到来を訴え、「真理」を語り始めた。当局には、明らかに病人とは思えない健康な若者の印象を与え、警察署長には「厚かましい不遜さ」と映った。トカチェンコは、この村に軍隊が到着すると隣のマクシモフカ村に移り、そこで軍の兵士たちに再び訴えかけようとしたが、取り押さえられている。³⁶

3月29日のスモロドシチナ村のこの群集劇のような一幕は、村長の抑止を振り切って村の秩序が揺り動かされ引き裂かれ、農民トカチェンコに代表される「群衆」が荒々しく登場する状況を伝えている。騒擾のなかに「真理」を求めて登場する「群衆」が、どのような社会意識に駆られて行動し、何を期待していたかを判断するまとまった資料は、農民の側からは残されていない。騒擾の鎮圧と裁判のために作成された尋問調査書や告発状などの公文書からは、農民の社会意識を全体として提示するのは困難である。しかし、これら公的史料の文言や農民の個々の言葉や叫びから、彼らを行動に駆り立てた社会心理を察知し再構成することは可能である。

農民を激しい行動に駆り立てた背景に、経済的苦境のもとで春の農作業に迫られたということの他に、農民が4月初めに、4月7日にせまる十二大祭の一つ聖母受胎告知祭のためにパンを求めたという背景もあるかもしれない。³⁷ また、農民騒擾がピー

36 Там же, №84, С.131-2. マクシモフカ村で、トカチェンコは鎮圧にあたる軍兵士に向かって「どんなツァーリに仕えているのか、果してこんな風に虐待できるのか」と訴え、捕えられ、鞭打ち250打を受けたとされる。Крестьянское движение 1902 г., С.96.このアンドレイ・ミニチ・トカチェンコはスモロドシチナ村の農民で、軍務を解かれ休暇を得た23歳の兵卒であった。彼は厳しい体刑をうけ、県知事ベリガルドによると「悔悛」を示し、何度も「忠良きわまる言葉 самые благонамеренные слова」でもって恭順を示したのである。Крестьянское движение в Полтавской и Харьковской, №71, С.87.

クに達し一挙に拡大した3月30日から翌31日にかけては、31日が日曜で農民が農作業から解放されたという事情もあるかもしれない。³⁸ また、叛徒が「酔っ払い пьяные」ととらえられている場合もある。ある証人の尋問証書では、コヴァレフカ村（ポルタワ郡）の農民について、「噂によれば、私の知るところ、コヴァレフカの酒屋は一年間に凡そ五千ルーブリを商っている。私自身よく知っているが、コヴァレフカでは飲酒が大いに盛んである。稼いだお金の受取日は、一日として、痛飲なしには過ぎない。これで窮迫しているのである。」と述べられている。³⁹ 農村社会への飲酒の浸透と、それが農民騒擾の局面でどのように作用し関連したかについては、さらに研究が必要であろう。ヴァルキ郡の第二地区警察署長が、警察官や郷村の長に呼集をかけるとともに、官営酒店の閉鎖を命じていることも注目すべきである。飲酒の行為が騒擾の火に油を注ぎ触媒として機能することのないように警戒されたのは確かである。しかし、1902年春の両県の騒擾では、農民に個々の「酔っ払い」がいたとの指摘は散見するのだが⁴⁰、農民が酒店を一つとして打ち壊し略奪することはなかった。農民は、政府の機関や倉庫には手を付けず、酒店も官営施設として、つまりツァーリのものと意識して攻撃を回避自制した。1920年代に研究を先駆したツィズレフは1902年の農民騒擾は「素面の一揆 трезвый бунт」であったと指摘している。⁴¹

祝祭や日曜といった暦と日常のリズム、そして飲酒の風習は騒擾の背景として農村の社会文化的土壌として考慮すべきであるが、しかし、農民がその経済状況のもとで春に飢えと耕作の始まりに迫られ、馬鈴薯や干し草などの飼料や穀物を奪取したのが、1902年の基本的な動因であった。そして、そこには、農民の歴史的な独特な社会心理が窺い知れる。

ポルタワ、ハリコフ両県で3月末から4月にかけて突発した農民騒擾は、抗し難い自然力「スチヒーヤ」とも形容される極めて先鋭化された形で展開したが、1923年史料集で、編集部は「農民の政治イデオロギーは19世紀50年代と70年代の蜂起に現れたものと同じ水準」と確認しつつも、編者ツィズレフは「全く独特な心理的雰囲気」のなかでこの「現代の最初の農民の「革命的行動」が生じた」と指摘していた。⁴²

ツィズレフは叛徒農民の“気運 настроение”には二つの動機が存在したとし、一つは「際立った逼迫性」の動機で、これは農民の経済的窮迫である。もう一つは、内的な正しさを求める動機が挙げられている。地主の穀物に対し農民には「権利 право」があり、この「権利」を「ツァーリの勅令」が神聖なものとしているという理解である。あるいは、ツァーリはどこかへ退去され、あるいは「皇后の母 тёща

37 Крестьянское движение в Полтавской и Хариковской, №60, С.45; №62, С.53.

38 Там же, №74, С.114.

39 Там же, №60, С.47-48.

40 Там же, №112, С.184; №125, С.219.

41 Ив. Цызрев, Преддверье аграрной революции 1905 г., С.115.

42 Крестьянское движение 1902 года, С.3-4,5-6.

のところ」へ遁れ、すべてを「差配 управляющий」に委ねた、また、ある説では後継者「ミハイル」が「差配」として農民の先頭に立ち運動を導いているとされた。彼はどこかにいて、外套の下にはツァーリのメダルを佩用し、そこから「光輝」が放たれ、彼の下では「将軍」や「学生」が助け、運動は組織されているというものである。⁴³

農民を行動に駆り立てた二つの動機の内、経済的窮迫とともに「とりわけ興味深く教訓的な」ものとして農民の社会的心理をツィズィレフは的確に把握している。農民の「権利」と彼らの行動に正当性を与え認証するツァーリの権威が農民の意識を強くとらえていたことの確認である。農民は、地主の屋敷に現れると直ちに行動にでることなく、佇み待機した。「将軍」が到着し、「指令 приказ」を与えると期待したのである。彼は、農民が集団的意識として世代から世代へと継承した「公正さ справедливость」には、「土地を耕す者のみが“土地に対する権利 право на землю”をもつという確信」があり、この確信が「勅令 указ」や「将軍」などにより認証されることを志向していたと、指摘する。⁴⁴

このような社会意識からすると、刑法269条1項に分類される「身分的敵愾心」から私的所有権を侵害する行為は、農民反徒からすると「略奪」ではなく、「人民の良心の行為 акт народной совести」であり、彼らの「権利」の実現であり、彼らの考える「法に従って」彼らの考えるように組織的に行われるべきものであった。⁴⁵

このような社会意識に基づく農民の行動様式は、体制の側からも認識されていた。ハリコフ控訴院検事事務取り扱いのロプーヒンが、1902年4月11日付けで法相に宛てた「報告 рапорт」では、農民の襲撃は、「全ての場合、多かれ少なかれ一様に」になされたと指摘されている。まず、村に2～3人の他村の者、時には誰も知らない「疑わしい人物」が現れ、次に、翌朝の一定時刻までに地主や富裕なコサックのところへ略奪のため集まるよう住民に伝える。この知らせは村々に伝わり、あらゆる年齢の男女と子供が荷車で指定された場所まで来て、自発的な資産の引き渡しを求める。そのとき、農民には「証書や書面」があると語られ、略奪に取り掛かる。⁴⁶

このような社会意識は「噂」や「風聞」をはじめとする郷村のオーラルな世界のなかで醸成され共有されていった。ヴァルキ郡の農民のなかでは、ある農民の証言では、「噂 толки」は、あたかもツァーリが、地主に辱められている農民が力づくで資産を地主から奪う権利をもっていると伝えるように、何かを「庶民 простой народ」に送った、との内容であった。そして、具体例として、略奪の前に農民に呼びかけを回状として広めるように「指示」が下された。また、尋問を受けたあるものは、コンス

43 Там же, С.9-10.

44 Там же, С.10.

45 Там же, С.10-11.

46 Там же, С.26-27.

タンチノグラード郡、ポルタワ郡では、民衆に「冊子やビラ книжки и листки」を渡して回る学生がおり、騒擾が始まると農民の先頭に立ち導いたと、証言していた。⁴⁷

富裕コサックのヂェグチャリの農場（ヴァルキ郡）が略奪された際に、被告の農民7人は、村長が持ち込んだ「書付 записки」に影響されたと、認めた。字の読める郷裁判長が彼らにこの「書付」を読み、それは、農民に地主の動産が全て与えられ、裁判は3年にわたり停止されると述べていた。村長のコゼローグは、裁判で証言し、郷役所で郷書記補から略奪を許す「書付」を渡され、「かくして、ヂェグチャリのもとでの略奪は、恰も裁可されたかの如くであった」と、供述した。⁴⁸

ここには、ツァーリの意を受け行動しているとの農民の意識と、ツァーリの意を様々なかたちで体现する「文字の世界」と農民の出会いがある。ポルタワ、ハリコフ両県はウクライナ農民の圧倒的な地域であり、ここでの「文字の世界」はロシア語による統治の世界であり、オーラルな文盲農民の世界とは乖離しているのであるが、農民はその「文字の世界」からの認証をツァーリに期待し求めて動いたのである。

したがって、郡市ヴァルキより元老院の審議官Г.Г.コヴァレンスキーが法務次官С.С.マヌーヒンに宛てた書簡（1902年9月22日）では、コヴァレンスキーは、農民騒擾は「広い意味での反政府的な煽動に共通するものは、何もなかったし、ありえなかった」との結論を出し、それを示す具体的な局面を例証として挙げていた。

例えば、地主フェセーニコの農場を略奪した事件では、被告の一人は、地主屋敷の略奪のためではなく「将軍たち」を見にやって来たとし、「将軍たち」は見れなかったと供述した。フェセーニコの農場襲撃では、農民は「ミハイル公」の到着を待機し、公が「允可状」を与えるものと期待していたとの情報もあった。女地主ヤホントヴァの農場の略奪では、被告の一人は「略奪を裁可する紙包み」を持っていると表明したが、この「紙包み」を提示できず、彼はこのことを裁判では否認した。コヴァレンスキーは、「こうして《将軍たち》、《ミハイル公》やそれに類する高官に関する言説がつくり出された。彼らの助けを得て、あらゆる望みが—それがいかに叶えられないものであっても、遂げられるものとして」農民の意識のなかで醸成されたと、指摘したのである。⁴⁹

法務省審議官В.Н.セミョーノフの両県の農民騒擾の原因に関する「覚書 записка」（1902年4月19日付け）も、原因の第一に農民の経済状態を述べるとともに、農民が以前と同じく「自らの国主 государь」に忠実であったことが、農民の行動自体で示されていたと指摘していた。一部の農民が社会主義の煽動に動かされたとしても、他

47 Там же, С.27-28.

48 Там же, С.47-48.

49 Там же, С.51-52. コヴァレンスキーは、1902年9月に両県の農民騒擾の裁判に元老院から派遣されていた。ヴァルキ郡のフェセーニコの農場は4月2日の午後に、ヤホントヴァの農場は4月1日の夕方に農民によって打ち壊されている。Крестьянское движение в Полтавской и Харьковской, №72, С. 105-6, 108; №116, С. 195.

の大衆は「ツァーリが許された」と意識し、穀物と土地を奪う行動に出ており、ツァーリが農民の窮乏に共感していたとの考えがあったと、指摘するのを忘れないのである。《ツァーリの勅令》があるとか、農民のなかに皇太子の《ミハイル公》がいるとか、《ツァーリ一族のパン（領主）の子》がいると意識され、農民は《最上の権力》から発するものへの敬服を示したと、確認する。その例として、地主チャマラの邸宅を襲った際に、倉に国章があるのを見て、農民が行動を控えた事例を挙げていた。⁵⁰

元老院から派遣されたコヴァレンスキーは、農民騒擾とその裁判を注意深く監察し、優れた分析を残しているが、彼は、農民は自らの行為の正当化を《自らの意識 самосознание》のなかで探っていたとする。農民は、略奪に取りかかった農民をみて行動に移り、領主＝地主へ自発的な引き渡しを求めてから、その行為に取りかかる。そして、「ほら、ミハイル公自身が学生と一緒にやってきて、打ち壊しを命じられる」と述べた状況を伝える。⁵¹ ここには、農民が自らの行動の正当性を手探りで求めている状況が察知されている。彼は、農民は模倣したとすることで自らの処罰を免れると意識し、広い意味で社会主義の反政府的行動ではなかった、農民は官営の酒類販売所を一つとして破壊することはなかったし、政府の建物に手を付けることなく専制に忠実であったとし、次のように確言する。「このように、農民には、君主と専制原理への、ロシアの旧くからの彼らの忠誠が今に至るまで生きてると、確信をもって言える。」⁵²

中央から派遣されたセミョーノフもコヴァレンスキーも、農民はツァーリに信服して行動に出たことを確認しているのである。そのような状況のなかで、印刷された活字媒体、つまり「冊子 книжки」などへの農民の渴望と、そこに記されていることへの期待も、騒擾を進展させる要因の一つとなっている。「本」は、農村社会の実態においては、農民の通常の食卓における肉のように希少なものであった。⁵³ この活字媒体が農村社会に現れて、騒擾を促進する触媒のように機能した。1902年10月4日付けでコンスタンチノグラード市から内務次官マヌーヒンに宛てたコヴァレンスキーの書簡では、地主コストルィーコラ隣接する3人の地主から干し草を奪った騒擾の状況が説明されている。被告の農民53人が全て罪を認めていること、彼らが極めて貧しいこと、彼らに配られた「冊子」が必要とされるものを所有者から奪うのを許容する内容だったことからして、自らを正当化していると、彼は指摘している。そして、この小冊子は騒擾の中心の一つリシチャ村からもちこまれ、農民には、「コミッシヤ комиссия」がやってきて、誰の罪も追及されないであろうとの印象を与えていた。「全く分別ある老人」クリヴォルーチュカは裁判で、次のように陳述した。「わしは六

50 Крестьянское движение 1902 года, С.63. 農民は、チャマラの所領に3月31日に押しかけている。

Крестьянское движени в Полтавской и Харьковской, №81, С. 127.

51 Крестьянское движение 1902 года, С.99-100.

52 Там же, С.103.

53 Там же, С.83.

十年生きてきた。自分の家畜を家の屋根わらで飼うこともあったが、略奪はしなかった、ところが、ほら、今は小冊子を信じ込み、地主から干し草を奪ったのさ！」。スモロドシチナ村では、村長のグラートキーは、妻の父がリシチャから彼に送ってきた小冊子を読んでいた。⁵⁴

ポルタワ県の商人で農場借地人チェポターエフを襲った事件（3月30日）でも、最初に「冊子」がリシチャから「平穏を愛するフェドロフカ村」に持ち込まれ宣伝されたと、告発された。これは、スモロドシチナ村の村長グラートキーが村に持ち込み、その後、リシチャ村団の印を付した「書付 записка」を受け取り、これはスホードで「大声で」読み上げられ、フェドロフカ村農民は行動に駆り立てられた、と告発された。先に到着していたリシチャ村の農民は「法に従わないことは、許されない」として、穀粒、食糧と飼料以外は何ら略奪を許さなかった。⁵⁵ 農民は、「冊子」や「書き付け」に依拠して、彼らの「法」に従って行動しようとしたのである。

しかし、反対の供述もある。マクシモフカ村の村長ガイドゥークは、供述では自分は字が読めないと述べ、小冊子は何の影響も与えず、農民の窮乏が原因であると主張していた。小冊子の内容についてどんな噂も届かなかったとし、小冊子が騒擾に与えた影響を否定しつつ、彼は、供述で次のように主張した。「そして、思うに、もし我々がよりましな生活ができれば、どんな冊子も、そこに何が書かれていようと何ら意味がないだろう。恐ろしいのは冊子ではなく、お前さんも家畜も食べるものが何もないことだ。土地はない、パンも干し草もなく、家畜には牧場もない、そのために役畜も最近は何が減ったのだ。」⁵⁶ ここでは、外部からの宣伝や革命的冊子の配布を強調する検察側の告発に対して、経済的な窮乏が原因で「冊子」は意味を持たなかったと弁明されている。この供述は、活字の世界の影響を否定するのではなく、「本」が騒擾において外部世界との媒体としてもつ象徴性のなかで、検察側の告発を拒み、経済的苦境の強調を以て自らを弁明しているのである。

さて、五等文官コヴァレンスキーは、農民騒擾の原因に関する「覚書 записки」のなかで、ポルタワ、ハリコフ両県での騒擾が始まる2～3ヶ月前に、農民のなかで「冊子」や「新聞」などが広がり、「食べるように」読まれ解釈されていたと指摘し、農民は粗暴となり、「新しい法、財産の新たな割り替え」が取り沙汰されていたと、騒擾の「予兆」を確認している。⁵⁷ 騒擾を告発する体制にとっては、ツァーリに忠良な

54 Там же, С.53-54. リシチャ村（ポルタワ郡）は60戸の小部落であるが、農奴解放以来、雇役制的構造と土地又貸しにより「地主たちへの完全な従属」に陥っていた。1902年には冬送りの週を前にして「小冊子や新聞の類い」が現れ、近隣の村々に伝わった。これを読むことで「動揺と噂」が生じ、地主領の強奪になったと、ある尋問調書は述べていた。Крестьянское движение в Полтавской и Харьковской, №80, С.134; №90, С.154. リシチャを含む農村では、3月には地主のもとから土地が取り上げられ農民に引き渡されるであろうとの噂が執拗に広がっていた。Там же, №2, С.7.

55 Крестьянское движение 1902 года, С.68.

56 カルロフカ農場は騒擾の中心となったが、そのヴァルヴァロフカ管理所の略奪に関するマクシモフカ村の村長の供述である。Крестьянское движение 1902 года, С.58.

る農民が外部からの影響を受け騒擾に向かったとの立場を取らざるを得なかった。

コヴァレンスキーはこの「覚書」のなかで、農民の行動の一様性を述べ、土地所有者たちに自発的に物資の引き渡しを求め、これが効を奏しないとわかると、農民は「ほら、ミハイル公が学生たちを連れてやってきて、略奪を命じられるぞ」と脅したと指摘していた。⁵⁸ ここには、将軍たちと同じく、学生がツァーリの意志を農民世界に伝え、外部と結び付ける使いにして助力者と意識されている。

農民は外部からもたらされる「冊子」のなかに、活字の世界に自らの行動の正当性を探るとともに、ツァーリの意志を代行する形象を意識のなかで造り上げた。ツァーリは退去され隠れており、代わる人物が代行者としてツァーリの「命令 указ」に従って行動しているとの意識である。地主シャツィーロを襲った事件（コンスタンチノグラード郡）では、被告のチメリは「ツァーリはいない、彼はチョーシチャ тёща（妻の母）のところに行っている、自分に代わり差配を用いて地主の旦那らを成敗している」と供述していた。地主ログフスキーを襲った事件（ポルタワ郡）でも、農民のなかで「今や……神はいない。ツァーリは妻の母のもとに去った、ここでは、農民にはアムール地方より良くなるであろう」と語られ、ポルタワ郡では、ツァーリ自身は「チョーシチャ」のところへ去り、差配を任命し、この人物が旦那たちを「処置する разбирать」との「風聞」が広がっていた。⁵⁹ ポルタワ郡のコヴァレフカ事件でも、4月1日にはミハイル公がやってきて土地を分け与えると話されていた。村長のトゥリログも、この事件では「風聞」があり、ツァーリは国外に去り、差配と息子のミハイル大公が略奪を許されているとの噂が立っていたと証言した。ヴェルキ郡でもツァーリの「代行 заместитель」で、略奪をお認めになるのは唯一人、ミハイル公であると、述べられていた。農民の意識のなかでは、ミハイル大公は特別の衣装で、外套の下にはツァーリを表象する輝くメダルを佩用していると想像されてもいた。⁶⁰

学生たちは、ミハイル公に随行し農民のため「奔走している хлопочащий」と想像されていた。農民は、自分たちを直接取り巻く役人らの地方権力を否定しながら、ツァーリ権力の代行者と自らのあいだの空白を埋めるために、「学生」を位置付けた。自分たちの夢を実現する使いとして「学生」という形象が、農民の意識のなかに生み出されていた。⁶¹

春の農民騒擾に先立ち帝国の大学都市で生じた学生騒擾も、地方では郷村の農民世界において独特な形で「学生」の形象を作り出していたのである。1899年に大学規則への学生の不満から始まった学生騒擾は、帝国の大学都市に波及し、1901年から翌年

57 Там же, С.64-65.この報告書は、1902年9-10月に裁判を前に作成されたと推定される。

58 Там же, С.100.

59 Там же, С.104.

60 Там же, С.104-105.

61 Там же, С.105-106.

にかけ社会秩序を揺るがす事態になっていた。1901年11月30日にはハリコフで学生の街頭行動があり、翌年の1月24日にはキエフ大学でストが表明され、2月2日に示威運動が街頭で繰り広げられた。2月9日に、モスクワ大学の学生集会事件で大量の逮捕者が出ており、これを契機に、帝国各地の大学都市で学生の抗議は、大学施設から街頭でのデモへと繰り広げられていた。⁶² ハリコフ市を中心とする学生の抗議活動の影響を受けて、農民は「学生」についても感知しており、学生が農民に「小冊子やピラ」を渡しているとの噂も広がっていた。リシチャ村がこの「学生」に関する噂の一つの中心になっていた。この村は、ハリコフ＝ニコラエフスク線の駅コチュベエフカの近くにあり、コンスタンチノグラード郡の騒擾の「宣伝」はこの村から広がったと、地方当局はみていた。リシチャ村には、ハリコフ大学を追放になった二人の兄弟がおり、2-3月にここで大量の「檄文」が発見されたと、4月11日付のハリコフ控訴院検事事務取り扱いロプーヒンの報告は述べていた。⁶³ 10月4日付けのコヴァレンスキーの書簡でも、リシチャ村（ベルホフ郷）の近くにハリコフ大学の学生が移り騒擾の始まる前に住民のなかで「宣伝」がなされたと指摘している。⁶⁴ また、B.H.セミーノフの4月19日付けの報告でも、学生アレクセーエンコがリシチャ近くの自分の所領で「犯罪的宣伝」を行っていたとし⁶⁵、ロプーヒンの見解を踏襲していた。

しかし、「学生」が実際に、その「宣伝」と行動においてこれら体制側の警察・司法当局の報告で指摘されるような役割を実際に果たしたというよりは、農民の意識のなかに「学生」がツァーリの意志を伝える媒介者として形象化されていったと解釈される。「学生」という表象は、ツァーリが「チョーシチャ」のもとへの退去隠逸、彼の「差配」や「将軍」が派遣されたと意識されるなかで騒擾の展開を促す触媒となったのである。

農民は、外の世界から、つまり活字＝「冊子」のなかに自らの希望の実現を探りつつ、「将軍」や「差配」、「ミハイル公」、「学生」の形象にツァーリの使いを感知しつつ、騒擾のなかで活性化した。ここには、農民の伝統的に歴史的に形成されてきた社会意識が基底にあった。ツァーリが退去し隠れているという意識、「真理」を本などの文字の世界に探り、担い手を将軍や学生に求める意識である。農民は、本のなかに隠された「真理」を探究したのであり、ツァーリを代行する人々の形象をつくりあげ、「帰り来るツァーリ」のイメージを継承していた。ここでは、反乱にとらえられた農民の社会意識におけるフォークロアの継続する伝統の重要性が窺える。⁶⁶

62 Крестьянское движение в Полтавской и Харьковской, №14, С.20, прим.; Студентские волнения в 1901-1902 гг., «Красный архив», 1938, Т.4-5(89-90), С.264-5, 270.

63 Крестьянское движение 1902 года, С.28.

64 Там же, С.53-54.

65 Там же, С.63.

66 См., В.А.Аксенов, Война и власть в массовом сознании крестьян в 1914-1917 годах: архетипы, слухи, интерпритации, «Российская история», 2002, №4, С.137.

農民騒擾は、このような意識のなかで自らの郷村の世界を直接支配する在地の権力機構に抵抗し、それを否定していった。それは、地方の県市と郡市を拠点とする行政機構の点と線からなり、地主＝貴族と知識人の都市を中心とする世界であり、農民は、郷村の意識世界から在地権力機構へ対峙し、それへの抵抗と自立を試みた。ヤイチュヌイ事件（ポルタワ郡）では、農民は群衆のなかで「今や我々がパン [地主貴族] になるのだ。そして、裁判も存在しないように廃止せねばならない」と叫んでいた。シャツィーロ事件では「パンは今やいない、我々自らがパンだ」と表明していた。ここでは「パン」という言葉は、農民に経済的従属を強いる貴族＝地主を指すだけでなく、しばしば「役人 чиновники」とも解釈されていた。チェボターエフ事件では、被告の農民ブツキーが「ここではお上はいない、お上は都市にいる」と述べていた。人々は県・郡の都市を拠点とする「お上」を廃して、自分たちとの間に「学生」を配置しながら、自立（律）的な世界の実現を目指したといえる。⁶⁷

ハリコフ県のヴァルキ郡では、群衆は郡市ヴァルキに3ヴェルスタのところまで迫るが、4月2日に鎮圧され、農民反徒の入市は阻止された。この農民騒擾で警察と衝突した際に、被告のコライゴロド某は「今や、我々が自由だ воля наша」と叫んでいた。⁶⁸ この「我々が自由」の叫びに、彼らの自立と解放への意志が潜んでいたかもしれない。

1902年春の騒擾は、地主＝貴族、土地の又貸し人、コサックの富裕者、名誉市民らの農業施設や穀物、馬鈴薯の略奪のみならず、屋敷や家具などへの徹底した打ち壊しと略奪を呼び起こした。地主・貴族の家屋では、床や家具、ピアノ、鏡、絵画、楽器までもが破壊され、ある史料では「怒り猛った略奪者の狂暴」と記録された。⁶⁹ コヴァレフカ村では、農民は軍隊に抵抗し、流血の死傷者をだすに至った。このような激化を伴いつつ、それまでの個々の集落での騒擾をこえて、地域をとらえる暴力の脅威が感じられたのである。

この「暴力」は、刑法269条1項に抛り身分制のもとでの私的所有を侵害する行為として処罰されたが、農民の社会意識においては、自からの「真理」とその「法」としての実現、その認証をツァーリ権力に求めるものであった。ツァーリ権力を体現して農民の前に現れる「ミハイル公」や「差配」を想定し、農民の「真理」の実現を助

67 Там же, С.105-6. ヤイチュヌイ事件とは、ポルタワ郡の貴族ヤイチュヌイ С. Ячный へのチェルニャコフカ村農民の襲撃と考えられる。シャツィーロはポルタワ郡の地主で、コンスタンチンノグラード郡との境に領地農場がある。チェボターエフはポルタワ郡のフェドロフカ村で農場の借地人である。チェボターエフの借地している農場では、3月30日に農民300人弱が150台の荷車を引いて現われ略奪している。Крестьянское движение в Полтавской и Харьковской, №12, С.16; №81, С.128,129; №125, С.217.

68 Крестьянское движение 1902 года, С.106-107.

69 Крестьянское движение в Полтавской и Харьковской, №72, С.102, 106, 108.

ける使いとして「将軍」や「学生」が意識された。そして、地主への攻撃の認証はツァーリの至上の権力に求められ、郷村を超える外の世界から伝えられる「冊子」など文字媒体のなかに探られた。識字率の低いオーラルな伝統社会にあって、農民は外の世界との連携とその認証を「勅令」や「冊子」のなかに求めたのである。

この1902年春の突発的な騒擾のなかで、郷村の農民社会は、その上に立つ都市の地方権力を否定しつつ、自らの土地に対する権利と「自由」に向かって農民革命の姿をあらわしつつ動き始めたのである。ここでは、地方の県郡の都市からの統治・支配と郷村の農民世界の分岐・断裂が鋭い形で顕わになったのである。ハリコフ県副知事のアザンチェフスキーは、3月31日から4月5日まで当県のヴァルキ郡とボゴドゥホフ郡をとらえた騒擾は全く予期せず急展開したが、最初の攻撃を受けたのがゼムスキー・ナチャリクであったと指摘し、都市からの支配を代表する知識層と農村のこの分裂を次のように述べていた。「村の知識人層と庶民 простой народ との亀裂はこのようなものだ。これは互いに並び生活しているが、しかし、互いに全く異質な二つの陣営である。」⁷⁰

この社会的亀裂と当局への農民の不信は、騒擾の鎮圧に際しての体刑執行と、その後の状況のなかで一層内向化し強固なものになった。すでに、農民は「お上 начальство」を信じなくなり「耳をそばだて」外部からの印刷された言葉に耳を傾けていたのだが、コヴァレンスキーは先の「覚書」のなかで、農民の心理が1902年の騒擾の後にお上への不信を一層強めたことを、次のように確認している。「農民は以前から久しくお上全体への信頼を失っていたが、今年の春に彼らに執行された体刑の後では、さらに自分の内にこもり、外との接触を断つことになったということ、さらに、見失ってはならない。」⁷¹

このように、1902年春の農民騒擾は農民の荒々しく抗し難い「自然力 стихия」として姿を現した。農民は、しばしば婦人や子供を含め総出で行動しており、鎮圧に際しての「悔悛」プリガヴォールとともに、行動への結束を示すためのプリガヴォールも作成されていた。とりわけ、農婦 бабы の役割も注目される。1902年春の騒擾の中心の一つでもあったリシチャ村では、農婦と子供が先発的に反応を窺いながら「小さな略奪」に出て、農婦が罰せられないのをみて農夫 мужики は行動に出たとされている。⁷² 農婦や子供を伴っての農民の総出の行動は、他の史料からも確認できるが⁷³、地主ペルリクが騒擾の現場で「生の証人」として内相シプチャーギンに4月1日付けて打った電文は、ポルタワ県の状況を緊迫のなかで、次のように伝えている。

70 Крестьянское движение 1902 года, С.6.

71 Там же, С.71,103.

72 Там же, С.100.

73 Крестьянское движение в Полтавской и Харьковской, С.XVII; №60, С.45; №71, С.84; №72, С.98,100.

「何日間にわたり地主の穀物予備が農民により体系的に略奪されている、略奪しているのは無産の連中である。通常、近隣の一連の村々が、総出で地主の屋敷地に荷馬車や袋を持って現れ、妻や子供を伴い、屋敷地に押し入り、倉庫の鍵を求め、拒むと錠を打ち壊し、主人のいるところで荷馬車に載せ、自分のところへ運ぶ。この現象は大衆のスティヒヤであり、参加しない農民自身をさえ驚かせるものである。目の前ではまさに野蛮な幻燈映像 *фантазмагория* が繰り広げられている。.... 欲望は燃えさかっている。騷擾はポルタワ県では一週間、ハリコフ県では三日間続いている。警察は消極的であると非難されており、軍事力による保護もない。農民をまだ正気に戻すことができるうちに、措置が取られるのを待つ。」⁷⁴

体制の側は、農民騷擾への外部からの「革命プロパガンダ」と学生の行動を探り、宗教的セクトへの警戒も怠らなかった。⁷⁵ しかし、騷擾は、農婦も子供も巻き込み農民総出で村全体を揺り動かしながらも、騷擾の積極的な担い手は、20代から30代を中心とする農夫であった。1902年春の騷擾において、参加農民の社会層を全体的に確定することは困難であるが、しかし、個々の事件で告発された被告農民の性別と年齢は裁判資料から確認でき、そこから参加農民の構成が推定できる。4月1日のコヴァレフカ村で地主トレプケの農場襲撃で告訴された被告27人のうち、農婦2人と80歳の老人を除くと、被告24人の年齢は、19歳以下1人、20～24歳は4人、25～30歳は12人、31歳以上は7人である。⁷⁶ 地主バジレフスキーの4月2日の農場打ち壊し事件で告発された被告22人に関しては、判決から全て男性で、20代が6人、30代が11人、40以上が5人で、20代から30代前半の男性が騷擾の主体となっていた。⁷⁷ カレニコヴォ村の農民を中心とする地主領の襲撃事件（3月31日）の被告53人から年齢別構成を判読すると、20代が18人（33.9%）、20歳未満が12人（22.6%）、そして30代が11人（20.7%）であった。⁷⁸

1902年の農民騷擾は、農婦や子供も巻き込んで展開したが、その主要な担い手は、20代の青年に未成年や30代を含めた農村男性の青壮年層であった。ベーリガルドの後任となったポルタワ県知事ウルースフは、1902年11月28日にハリコフ県知事に宛てた書簡で、県内の農民対策について情報を伝えていた。そこでは、農民が賠償金の支払いに「極めて懐疑的に」対応していると伝えるとともに、「若者はとりわけ粗暴に振る舞っている」「少しでも不満があると農場の管理部を侮辱し、仕事を放りだす」と

74 Там же, №9, С.14-15.

75 ハリコフ控訴院のロプーヒンは、4月15日付けで法相へ、リシチュ村を取り巻く一円の地帯は昔から福音派シュトゥンダ *штунда* の活動に捉えられており、彼らは他の地域より政治的色彩を帯び「土地総割り替え」を説いていると、警戒を伝えている。Крестьянское движение 1902 года, С.33. ポルタワ県知事ベーリガルドは、4月19日付けの内相プレーヴェへの報告で、騷擾の中心となったヴァルヴァロフカ村は、人口ほぼ4,000人の大村であるが、そこに300人弱のシュトゥンダがいると伝えている。

Крестьянское движение в Полтавской и Харьковской, №71, С.92.

76 Там же, №112, С.185-6. これは告訴状での年齢だが、判決文では年齢に若干の違いがある。例えば、80才の老人は判決文では74歳である。См.,там же,№210, С.202.

77 Там же, №124, С.212-3.

78 Там же, №126, С.222.

「不遜で挑発的な」若者に言及している。そのうえで、新任のウルーソフは、内相プレーヴェの政策の基本的枠組みのなかで、ゼムスキー・ナチャリニクの活動と警察の強化で対応することを伝えていた。⁷⁹

この20代から30代の農村で世帯形成に向かう社会層が、農民騒擾の主要な担い手として登場してきたのである。ウルーソフの後を継ぎグロドノ県知事を務め、さらにサラトフ県知事に転任したストリピンは、1905年革命のなかで本格的に全土で展開をみた農民騒擾に直面し、内相に宛てた1906年1月の報告で「共同体は今や墮落した青年層に脅かされている」と指摘せざるを得なかった。⁸⁰ また、ハリコフ控訴院の検事フルリョーフ C.C.は、1905年革命の展開のなかで、外部から農村に潜入する「煽動家」ではなく、「自前の доморошенные」の若者の存在を確認せざるを得なかった。⁸¹

19世紀後半以降のロシアの農村社会で進行したスホード構成の若年化などの変化が、1902年のポルタワ、ハリコフ両県の農民騒擾のなかで、従来の郷村機構とそこでの老農の権威に代わって共同体において、青壮年層を中心とする民衆の荒々しい暴力、つまり「スチヒーヤ」として現れたといえよう。

1902年春のポルタワ、ハリコフ両県の農民反乱は世界システムに編成された帝政ロシアにおいて農村地帯が胚胎する危機を示したのみならず、それ以降の農村に波及した騒擾の始まりという意味でも画期をなしていた。1902年の春は、ロシア史において帝政の体制的な危機の兆候として単なるエピソードではなく、革命、それも優れて農民革命として展開するロシアの革命への胎動を示す転換期に位置づけられるであろう。農民革命は郷村の社会で独自の社会意識と行動様式のもとで、まさに抑え抗し難い農民の自然力にも似た「スチヒーヤ」として発現したのである。そこに、農民革命の理念も、それを実現しようとする農民の社会意識と行動様式も姿を現してきたのである。

ツァーリ政府部内では、1903年にヴィッテは蔵相から退任し、大臣委員会議長という省庁の実権を伴わない調整的な名誉職に就いた。1904年7月の内相プレーヴェの暗殺をへて、ツァーリズムの施政は内外にわたって迷走し、日露戦争のさなかの8月にスヴァトポルク＝ミルスキーが帝国の有産知識層を基盤とする「社会」との和解を掲げ登場する。そして、1905年1月9日の日曜日に帝都サンクトペテルブルグで司祭ガボンに率いられた民衆の請願行動への弾圧、つまり「血の日曜日」をへて、革命は嵐の中に入っていく。ポルタワ、ハリコフ両県をはじめロシア南部に始まった農民と労働者の動きが中央部ロシアをとらえ、1905年の「革命」が展開していくことになる。

その前に、もう一度1905年の革命を迎える農村と体制、革命政党の登場について述べておかねばならない。

(次に続く)

79 Там же, №152, С.267.

80 拙稿「第一次ロシア革命期における農民運動 - プリガヴォールの分析を通じて -」『土地制度史学』第83号、1979年、7頁。

81 Из истории борьбы с аграрным движением 1905-1906 гг. «Красный архив», 2(39), 1930, С.87. フルリョーフは、中央に昇任したロプーヒンの後任であり、ストリピン時代を支えた法相シチェグロヴィートフの能吏でもあった。